

全ト協発第180号(環・適)
平成28年7月6日

各都道府県トラック協会会長殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 星野良三



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の 一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、国土交通省自動車局安全政策課長、貨物課長連名により「「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について」の通達が発出されました。

本通達は、平成26年11月の「事業用自動車総合安全プラン2009」の中間見直しを踏まえたIT機器の使用等による「アルコールチェックの更なる実効性向上」及び「IT点呼実施の対象事業者の拡大」等の検討結果のほか、全ト協が行った「IT点呼実施可能営業所の適用の拡大について（要望）」（平成28年1月26日付け全ト協発第534号（環））によるGマーク認定を受けていない事業者における営業所と遠隔となる車庫間におけるIT点呼機器を用いた点呼の実施に関する要望を踏まえ、改正されたものです。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

記

【改正内容】

1. 同一事業者内における遠隔地等においても運転者の所属する営業所以外の運行管理者によるIT点呼が実施可能（Gマーク営業所に限る）
2. Gマーク未取得の営業所でも、一定の要件を満たす場合にIT点呼が可能
3. 酒気帯び状況の測定結果がクラウド型機器でも記録保存可能

詳細は参考資料をご参照ください。

以上

IT点呼制度の対象拡大・要件緩和について

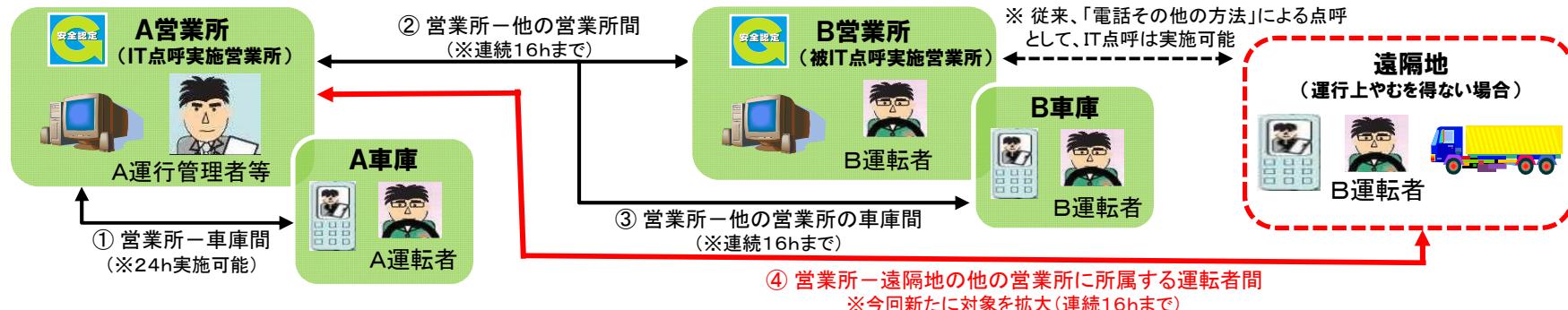
IT点呼制度改正の趣旨

近年、スマートフォンなど携帯通信機器や『クラウド型』のデータ保存が普及・高度化していることに鑑み、確実な点呼実施を前提として、IT点呼制度について、遠隔地への対象拡大とデータの記録・保存に係る要件緩和を行うこととする。

→ 遠隔地点呼へのIT機器の導入促進により、アルコールチェックを含めた点呼の更なる実効性向上を図る。

IT点呼制度改正の具体的な内容

- ① 現在運転者が所属するGマーク営業所又は車庫で実施することとしているIT点呼について、遠隔地等においても運転者の所属する営業所以外の運行管理者により、IT点呼を実施できるよう、通達改正。



- ② 酒気帯びの状況に関する測定結果の機器への記録・保存について、従来、「運行管理者の営業所の設置型端末」としていたところ、クラウド型の記録・保存についても認められるよう通達を改正。

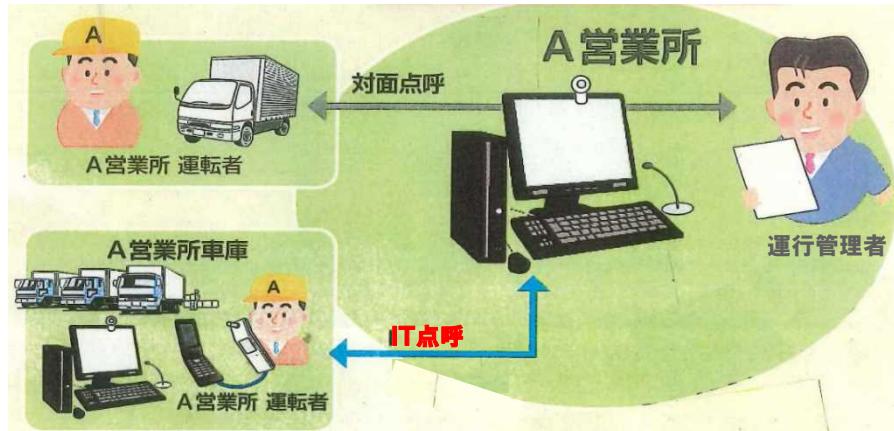


IT点呼実施可能営業所の適用の拡大について

IT点呼制度改正の趣旨

- 点呼は、営業所において対面で実施することが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合には、運行管理者や補助者(以下、運行管理者等)が車庫に行き又は運転者が車庫から一旦営業所に来て点呼を実施している。
- 「事業用自動車総合安全プラン2009」の中間見直し(平成26年11月)において、IT点呼実施の対象事業者の拡大等の検討が今後の方針として示されている。
- 運行管理者等が車庫に行くなどして点呼を実施することは、中小トラック事業者の大きな負担となっており、全日本トラック協会は、生産性向上の観点からIT点呼機器を用いて行う点呼(以下、IT点呼)の一部拡大を要望している。
- 現在、Gマーク営業所に認めていたるIT点呼のうち、営業所と車庫間におけるIT点呼をGマークの認定を受けていない営業所においても一定の要件を満たす場合に認めることとする。

※1



※1 都市部等で営業所に隣接した車庫を確保することが困難な場合があることから、告示において地域毎に営業所と車庫間の距離の上限を定めている。(以下は告示の一部)

20km	10km
東京都(特別区に限る)、横浜市、川崎市	札幌市、埼玉県、千葉県、東京都(特別区以外)、神奈川県(横浜市、川崎市以外)、愛知県、京都府の一部、大阪府の一部、兵庫県の一部、北九州市、福岡市 等

必要とする要件

- ① 運輸開始後3年を経過していること。
- ② 過去3年間、第1当事者となる自動車事故報告規則に掲げる事故を引き起こしていないこと。
- ③ 過去3年間、点呼の実施違反に係る行政処分を受けていないこと。
- ④ 適正化実施機関の直近の巡回指導評価がD、E以外であり、点呼に関する指摘がない又は点呼に係る改善報告書が3ヶ月以内に提出され改善が図られていること。

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
国自総第 510号	国自総第 510号
国自貨第 118号	国自貨第 118号
国自整第 211号	国自整第 211号
平成 15年 3月 10日	平成 15年 3月 10日
一部改正 国自総第 330号	一部改正 国自総第 330号
国自貨第 94号	国自貨第 94号
国自整第 96号	国自整第 96号
平成 18年 10月 27日	平成 18年 10月 27日
一部改正 国自総第 588号	一部改正 国自総第 588号
国自貨第 165号	国自貨第 165号
国自整第 180号	国自整第 180号
平成 19年 3月 30日	平成 19年 3月 30日
一部改正 国自安第 55号	一部改正 国自安第 55号
国自貨第 73号	国自貨第 73号
国自整第 48号	国自整第 48号
平成 21年 9月 28日	平成 21年 9月 28日
一部改正 国自安第 119号	一部改正 国自安第 119号
国自貨第 116号	国自貨第 116号
国自整第 93号	国自整第 93号
平成 21年 11月 20日	平成 21年 11月 20日
一部改正 国自安第 9号	一部改正 国自安第 9号
国自貨第 12号	国自貨第 12号
国自整第 7号	国自整第 7号
平成 22年 4月 28日	平成 22年 4月 28日
一部改正 国自安第 169号	一部改正 国自安第 169号
国自貨第 140号	国自貨第 140号
国自整第 144号	国自整第 144号
平成 23年 3月 31日	平成 23年 3月 31日
一部改正 国自安第 77号	一部改正 国自安第 77号
国自貨第 82号	国自貨第 82号
国自整第 148号	国自整第 148号
平成 24年 4月 16日	平成 24年 4月 16日
一部改正 国自安第 32号	一部改正 国自安第 32号
国自貨第 11号	国自貨第 11号
国自整第 35号	国自整第 35号

平成 25年 5月 1日
一部改正 国自安第 210号
国自貨第 98号
国自整第 244号
平成 25年 12月 16日
一部改正 国自安第 282号
国自貨第 132号
国自整第 349号
平成 26年 3月 4日
一部改正 国自安第 203号
国自貨第 61号
国自整第 291号
平成 26年 12月 25日
一部改正 国自安第 104号
国自貨第 55号
平成 27年 8月 12日
一部改正 国自安第 156号
国自貨第 91号
国自整第 240号
平成 27年 11月 9日
一部改正 国自安第 71号
国自貨第 31号
平成 28年 7月 1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規

平成 25年 5月 1日
一部改正 国自安第 210号
国自貨第 98号
国自整第 244号
平成 25年 12月 16日
一部改正 国自安第 282号
国自貨第 132号
国自整第 349号
平成 26年 3月 4日
一部改正 国自安第 203号
国自貨第 61号
国自整第 291号
平成 26年 12月 25日
一部改正 国自安第 104号
国自貨第 55号
平成 27年 8月 12日
一部改正 国自安第 156号
国自貨第 91号
国自整第 240号
平成 27年 11月 9日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施

則」という。)について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遗漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」(平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。)は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係(別紙2参照)

(1)～(2) (略)

(3) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定してある安全性優良事業所(認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。)をいう。
なお、次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所にあっては、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として扱う。

- ① 開設されてから3年を経過していること。
- ② 過去3年間所属する事業用貨物自動車が第一当事者となる自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。)第2条各号に掲げる事故を引き起こしていないこと。
- ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分及び警告を受けていないこと。
- ④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、E」、点呼の項目の判定が「否」であったものの、3ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A、B、C」、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。
- (4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所又は車庫に設置した装置(以下「設置型端末」という。)のカメラ、若しくは運転者が携帯する装置(以下「携帯型端末」という。)のカメラによって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を隨時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。)について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遗漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」(平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。)は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係(別紙2参照)

(1)～(2) (略)

(3) 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定してある安全性優良事業所(認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Gマーク営業所」という。)

- (4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所又は車庫に設置した装置(以下「設置型端末」という。)のカメラ、若しくは運転者が携帯する装置(以下「携帯型端末」という。)のカメラによって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随时確認でき、かつ、乗務前点呼及び乗務後点呼において、当該運転者の酒気帯びの状態に関する測定結果を、運行管理者等の営業所の設置型端末へ自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を確認できるものをいう。

(5) 同一事業者内のGマーク営業所において、(4)の機器を用い、営業所間又は営業所と車庫間で行う点呼及び(3)なお書きの営業所において(4)の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼（以下、「IT点呼」という。）は、以下に定めるところにより行うものとする。

①～② (略)

③ 運輸支局長等への報告関係

ア IT点呼を実施しようとする事業者には、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、IT点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の報告書を提出するよう指導すること。また、(3)なお書きの事業者にあっては、事前に地方貨物自動車運送適正化事業実施機関へ(3)④の要件を確認し、別紙3の報告書の4.の宣誓事項欄に記載するよう指導すること。

イ～ウ (略)

(6) 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、(1)の場合に、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により(4)の機器による点呼（以下「遠隔地IT点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 遠隔地IT点呼の実施方法

ア 遠隔地IT点呼を行う営業所（以下「遠隔地IT点呼実施営業所」という。）には、設置型端末を設置するとともに、遠隔地IT点呼を受ける運転者には、当該運転者の所属する営業所（以下「被遠隔地IT点呼実施営業所」という。）に備えた携帯型端末を携行させるものとする。

イ 運行管理者等は遠隔地IT点呼実施営業所の設置型端末を使用し、遠隔地IT点呼を行うものとする。なお、遠隔地IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地IT点呼場所を確認するものとする。

ウ 運転者は、乗務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第3項において規定する点呼（以下「中間点呼」という。）を受けようとする地点において、携帯型端末を使用し遠隔地IT点呼を受けるものとする。

エ 点呼は運転者の所属する営業所の運行管理者等により行うことが原則であることから、遠隔地IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。ただし、IT点呼を実施する場合にあっては、営業所間におけるIT点呼の実施とあわせて1営業日のうち連続する16時間以内とする。

② 運行管理及び整備管理関係

ア 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

イ 遠隔地IT点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、

(5)同一事業者内のGマーク営業所において、(4)の機器を用い、営業所間又は営業所と車庫間で行う点呼（以下、「IT点呼」という。）は、以下に定めるところにより行うものとする。

①～② (略)

③ 運輸支局長等への報告関係

ア IT点呼を実施しようとする事業者には、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、IT点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の報告書を提出するよう指導すること。

イ～ウ (略)

(新設)

翌営業日以内とする。）、その記録した内容を被遠隔地ＩＴ点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、遠隔地ＩＴ点呼実施営業所の名称、遠隔地ＩＴ点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ　被遠隔地ＩＴ点呼実施営業所の運行管理者等は、遠隔地ＩＴ点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を遠隔地ＩＴ点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ　上記事項その他遠隔地ＩＴ点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ　日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）により行うこと。

③ 運輸支局長等への報告関係

ア　遠隔地ＩＴ点呼を実施しようとする事業者には、遠隔地ＩＴ点呼実施営業所及び被遠隔地ＩＴ点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、遠隔地ＩＴ点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の報告書を提出するよう指導すること。

イ　提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙4の報告書を提出するよう指導すること。

　なお、報告書を受理した運輸支局長等は、関係する運輸支局長等に当該報告書の内容を通知すること。

ウ　遠隔地ＩＴ点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙4の報告書を提出するよう指導すること。

(7)　2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内のGマーク営業所に所属する運転者が、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼（以下「他営業所点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 運行管理及び整備管理関係

ア　点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

イ　同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所（以下「他営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ　他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ　アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管

(6)　2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内のGマーク営業所に所属する運転者が、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼（以下「他営業所点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

① 運行管理及び整備管理関係

ア　点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

イ　同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所（以下「他営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ　他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ　アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管

理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)により行うこと。

(8) 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業をいう。）が、当該敷地内のーのGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとする。

① 運行管理及び整備管理関係

ア 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

イ グループ企業の他の営業所の点呼を行う営業所（以下「他グループ営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)により行うこと。

② 運輸支局長等への報告関係

ア 他グループ営業所点呼を実施しようとする事業者及び他グループ営業所点呼を受けようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼の実施予定日の原則10日前までに別紙5の報告書を提出するよう指導すること。なお、報告書には、他グループ営業所点呼実施営業所と他グループ営業所点呼を受ける営業所は、資本関係があるグループ企業であることを示す書類及び双方の営業所の位置を示す図面を添付するよう指導すること。

イ 提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙6の報告書を提出するよう指導すること。

ウ 当該点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙6の報告書を提出するよう指導すること。

(9) 「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否か

理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)により行うこと。(7)(略)

(7) 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業をいう。）が、当該敷地内のーのGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとする。

① 運行管理及び整備管理関係

ア 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

イ グループ企業の他の営業所の点呼を行う営業所（以下「他グループ営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 他グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)により行うこと。

② 運輸支局長等への報告関係

ア 他グループ営業所点呼を実施しようとする事業者及び他グループ営業所点呼を受けようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼の実施予定日の原則10日前までに別紙5の報告書を提出するよう指導すること。なお、報告書には、他グループ営業所点呼実施営業所と他グループ営業所点呼を受ける営業所は、資本関係があるグループ企業であることを示す書類及び双方の営業所の位置を示す図面を添付するよう指導すること。

イ 提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙6の報告書を提出するよう指導すること。

ウ 当該点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙6の報告書を提出するよう指導すること。

(8) 「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否か

を問わないものである。

- (10) 第18条第3項の規定により補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であつても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。

第7条2.～第7条3..(1) (略)

(2) 中間点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
 - イ. アルコール検知器の使用の有無
 - ロ. 具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況
- ⑧ 指示事項
- ⑨ その他必要な事項

第7条3.(3)～第9条の2 1. (略)

2. 各号に掲げる項目の記録の内容については、「自動車事故報告書の記入の取扱いについて」(平成元年3月29日付け地車第45号、地備第58号)に準ずること。このうち、第4号の「事故の発生場所」については、当該場所付近の地図に当該場所を表示したものを添付することで足りる。

また、第6号の「事故の概要」については、事故報告規則別記様式の「当時の状況」、「事故の種類」、「道路等の状況」、「当時の運行計画」及び「損害の程度」を記録することで足りる。

第9条の2 3.～第27条 1. (略)

2. 第1項の「住民票の写し」は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条の規程を踏まえ、特定の個人を識別する番号(個人番号)が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを作成すること。

第28条～第31条 (略)

を問わないものである。

- (9) 第18条第3項の規定により補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であつても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。

第7条2.～第7条3..(1) (略)

(2) 乗務途中点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
 - イ. アルコール検知器の使用の有無
 - ロ. 具体的方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況
- ⑧ 指示事項
- ⑨ その他必要な事項

第7条3.(3)～第9条の2 1. (略)

2. 各号に掲げる項目の記録の内容については、「自動車事故報告書の記入の取扱いについて」(平成元年3月29日付け地車第45号、地備第58号)に準ずること。このうち、第4号の「事故の発生場所」については、当該場所付近の地図に当該場所を表示したものを添付することで足りる。

また、第6号の「事故の概要」については、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。)別記様式の「当時の状況」、「事故の種類」、「道路等の状況」、「当時の運行計画」及び「損害の程度」を記録することで足りる。

第9条の2 3.～第27条 1. (略)

2. 「住民票の写し」は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条の規程を踏まえ、特定の個人を識別する番号(個人番号)が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを作成すること。

第28条～第31条 (略)

附則 (略)

附則（略）

附則（平成 28 年 7 月 1 日付け国自安第 71 号、国自貨第 31 号）改正後の通達は、
平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(報告書の例1)

I T 点呼・遠隔地 I T 点呼に係る報告書

(新規)

平成 年 月 日

○○運輸局 ○○運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者 氏名
(連絡先) 担当者
印
電話番号

I T 機器を用いた点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて報告します。

Gマーク営業所	: 営業所間、営業所車庫間、営業所遠隔地間で実施可能
Gマーク以外の営業所	: 営業所車庫間で実施可能

記

1. I T 点呼を行う営業所・車庫

営業所・車庫名称 (I T 点呼実施側又は I T 点呼を受けた側の別を記載)	I T 点呼の実施位置 (遠隔地の場合は「遠隔地」と記載)	Gマーク認定番号及び認定の有効期間 (Gマーク以外の営業所については「Gマーク以外」と記載)	使用する I T 機器の名称	I T 点呼を行う時間帯

2. I T 点呼開始予定日 平成 年 月 日

3. 添付書類 I T 機器のパンフレット等、性能が分かる書面

4. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入 巡回指導結果については Gマーク以外の営業所のみ記入)

I T 点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権原を有するものである。

地方貨物自動車運送適正化実施機関に照会し、直近の巡回指導結果が次のとおりであることを確認した。 巡回指導を受けた年月日 平成 年 月 日

改善報告を行った年月日 平成 年 月 日

・総合評価 (アルファベットを記載) ・点呼の項目の判定 (適否を記載)

(報告書の例1)

I T 点呼に係る報告書

(新規)

平成 年 月 日

○○運輸局 ○○運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者 氏名
(連絡先) 担当者
印
電話番号

I T 機器を用いた点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて報告します。

記

1. I T 点呼を行う営業所・車庫

営業所・車庫名称 (I T 点呼実施側又は I T 点呼を受けた側の別を記載)	I T 点呼の実施位置	Gマーク認定番号及び認定の有効期間	使用する I T 機器の名称	I T 点呼を行う時間帯

2. I T 点呼開始予定日 平成 年 月 日

3. 添付書類 I T 機器のパンフレット等、性能が分かる書面

4. 自認事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入)

I T 点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権原を有するものである。

(報告書の例2)

I T 点呼・遠隔地 I T 点呼に係る報告書

(変更・終了)

平成 年 月 日

○○運輸局 ○○運輸支局長 殿

住 所	
氏名又は名称	
代表者 氏名	印
(連絡先) 担当者	電話番号

I T 機器を用いた点呼を下記のとおり(変更・終了)したいので報告します。

記

1. 変更又は終了する営業所・車庫

営業所・車庫名称(I T 点呼実施側又は I T 点呼を受ける側の別を記載)	I T 点呼の実施位置(遠隔地の場合は「遠隔地」と記載)	・終了の場合「終了」 ・追加の場合 「Gマーク認定番号及び認定の有効期間」	使用する I T 機器の名称	I T 点呼を行う時間帯

2. 変更日又は終了日 平成 年 月 日

3.添付書類

追加、変更される I T 機器のパンフレット等、性能が分かる書面

4. 宣誓事項(次の項目に該当する場合は、□にチェック(✓)を記入)

I T 点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権原を有するものである。

(報告書の例2)

I T 点呼に係る報告書

(変更・終了)

平成 年 月 日

○○運輸局 ○○運輸支局長 殿

住 所	
氏名又は名称	
代表者 氏名	印
(連絡先) 担当者	電話番号

I T 機器を用いた点呼を下記のとおり(変更・終了)したいので報告します。

記

1. 変更又は終了する営業所・車庫

営業所・車庫名称(I T 点呼実施側又は I T 点呼を受ける側の別を記載)	I T 点呼の実施位置	・終了の場合「終了」 ・追加の場合 「Gマーク認定番号及び認定の有効期間」	使用する I T 機器の名称	I T 点呼を行う時間帯

2. 変更日又は終了日 平成 年 月 日

3.添付書類

追加、変更される I T 機器のパンフレット等、性能が分かる書面

4. 自認事項(次の項目に該当する場合は、□にチェック(✓)を記入)

I T 点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権原を有するものである。

別紙5～別紙6（略）
別添（略）

別紙5～別紙6（略）
別添（略）

IT点呼制度の対象拡大・要件緩和について

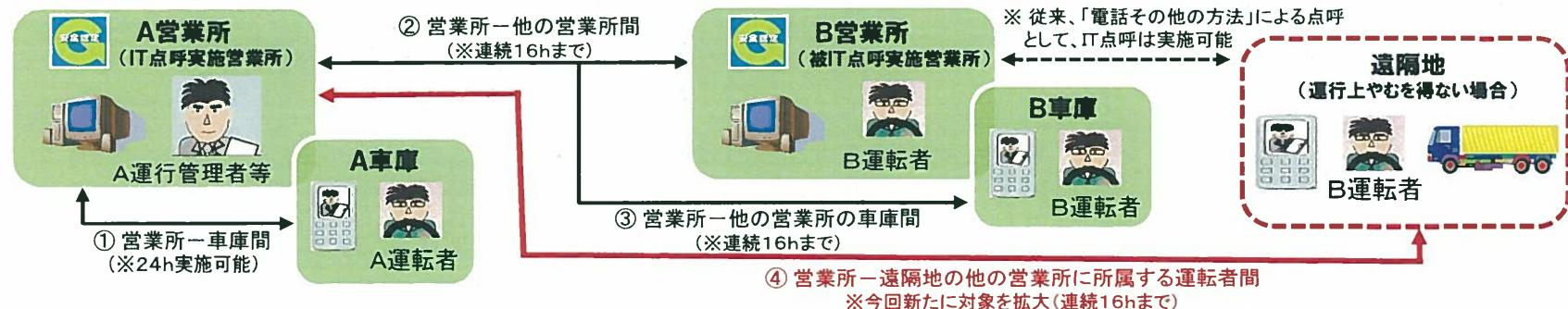
IT点呼制度改正の趣旨

近年、スマートフォンなど携帯通信機器や『クラウド型』のデータ保存が普及・高度化していることに鑑み、確実な点呼実施を前提として、IT点呼制度について、遠隔地への対象拡大とデータの記録・保存に係る要件緩和を行うこととする。

→ 遠隔地点呼へのIT機器の導入促進により、アルコールチェックを含めた点呼の更なる実効性向上を図る。

IT点呼制度改正の具体的内容

- ① 現在運転者が所属するGマーク営業所又は車庫で実施することとしているIT点呼について、遠隔地等においても運転者の所属する営業所以外の運行管理者により、IT点呼を実施できるよう、通達改正。



- ② 酒気帯びの状況に関する測定結果の機器への記録・保存について、従来、「運行管理者の営業所の設置型端末」としていたところ、クラウド型の記録・保存についても認められるよう通達を改正。

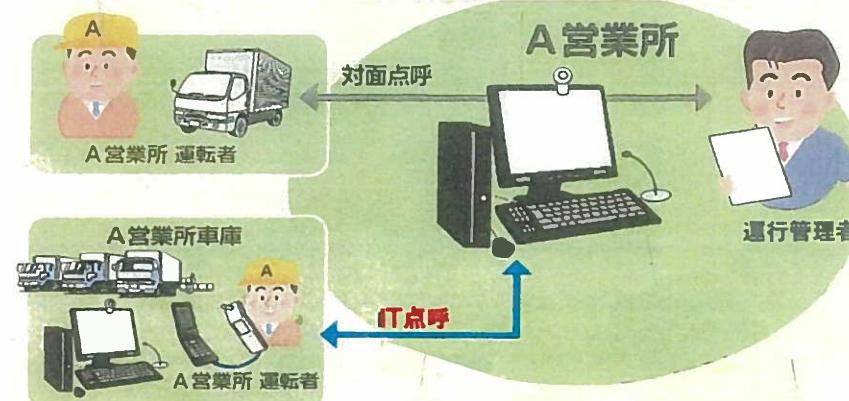


IT点呼実施可能営業所の適用の拡大について

IT点呼制度改正の趣旨

- 点呼は、営業所において対面で実施することが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合には、運行管理者や補助者(以下、運行管理者等)が車庫に行き又は運転者が車庫から一旦営業所に来て点呼を実施している。
- 「事業用自動車総合安全プラン2009」の中間見直し(平成26年11月)において、IT点呼実施の対象事業者の拡大等の検討が今後の方向性として示されている。
- 運行管理者等が車庫に行くなどして点呼を実施することは、中小トラック事業者の大きな負担となっており、全日本トラック協会は、生産性向上の観点からIT点呼機器を用いて行う点呼(以下、IT点呼)の一部拡大を要望している。
- 現在、Gマーク営業所に認めているIT点呼のうち、営業所と車庫間におけるIT点呼をGマークの認定を受けていない営業所においても一定の要件を満たす場合に認めることとする。

※1



※1 都市部等で営業所に隣接した車庫を確保することが困難な場合があることから、告示において地域毎に営業所と車庫間の距離の上限を定めている。(以下は告示の一部)

20km	10km
東京都(特別区に限る)、横浜市、川崎市	札幌市、埼玉県、千葉県、東京都(特別区以外)、神奈川県(横浜市、川崎市以外)、愛知県、京都府の一部、大阪府の一部、兵庫県の一部、北九州市、福岡市 等

必要とする要件

- ① 運輸開始後3年を経過していること。
- ② 過去3年間、第1当事者となる自動車事故報告規則に掲げる事故を引き起こしていないこと。
- ③ 過去3年間、点呼の実施違反に係る行政処分を受けていないこと。
- ④ 適正化実施機関の直近の巡回指導評価がD、E以外であり、点呼に関する指摘がない又は点呼に係る改善報告書が3ヶ月以内に提出され改善が図られていること。

全ト協発第534号(環)
平成28年1月26日

国土交通省自動車局

安全政策課長 平井隆志 殿
貨物課長 稲川直也 殿

公益社団法人全日本トラック協会
理事長 福本秀爾

ＩＴ点呼実施可能営業所の適用の拡大について（要望）

平素は、当業界に対しまして格別のご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック輸送は、国民生活、産業活動を支える公共的物流サービスの担い手として、日夜懸命に努力しております。しかしながら、トラック運送業界は輸送需要の伸び悩み、自動車関係諸税や高速道路料金などの過重な負担が事業者の経営を圧迫し、加えて、少子高齢化時代の中で若年労働者の確保が困難を極めるなど厳しい経済環境が続いております。

こうした状況の中、トラック運送事業の基本である輸送の安全確保を図るための手段である点呼に関し、営業所と車庫が離れている場合などについては、運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫に派遣するなど対面点呼を基本に実施しております。

しかしながら、運行管理者等を営業所から離れた車庫に派遣して点呼を実施することは、中小のトラック運送事業者において、特に、深夜・早朝の時間帯における対面点呼の実施が大きな負担となっております。

現在、安全性優良事業所（以下「Gマーク事業所」という。）においては、関係規程において、ＩＴ点呼機器を用いた点呼の実施が認められておりますが、Gマーク事業所の認定を受けていない事業者の営業所においても、下記に示すような要件を満たすことを前提に、営業所と遠隔となる当該営業所の車庫間における点呼につきましても、申請により、ＩＴ点呼機器を用いた点呼の実施が認められるよう所要の措置を講じていただきたく、要望致します。

記

安全性の確保を満たす要件は、次のいずれにも該当するものであることとする。

1. 貨物自動車運送事業の許可を受け、当該事業に係る運輸開始後3年を経過していること。
2. 事業用貨物自動車の車庫に関し、当該事業の営業所に係る車庫の位置が、国土交通大臣が定める地域及び距離の範囲内にあり、かつ、車庫としての認可を受けていること。

3. IT点呼導入申請日前3年間及び当該申請日以降、当該営業所が保有する事業用貨物自動車が第1当事者となる自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に掲げる事故を引き起こしていないこと。
4. IT点呼導入申請日前3年間及び当該申請日以降、当該営業所において点呼の実施違反に係る行政処分を受けていないこと。